

「自己覚知」が個人に与える肯定的側面

— フォーマルな自己がもたらすインフォーマルな自己の発達 —

大津 雅之

要 旨

社会福祉分野における「自己覚知」とは、福祉専門職者としてのフォーマルな自己の気付きとして扱われている。本研究では、福祉専門職者としてのフォーマルな自己の気付きが福祉専門職者自身の一個人としてのインフォーマルな自己の変化にどのような影響を与えるのかという点について考察する。

なお、本研究ではまず「自己覚知」を福祉専門職者としての「人間性」と「専門性」といった視点から整理する。そして、とくにフォーマルな自己がもたらすインフォーマルな自己の発達という肯定的側面についてアイデンティティの概念をまじえながら考察してみたい。

キーワード：自己覚知 福祉専門職者 人間性 専門性 アイデンティティ

1. 援助者としての「人間性」と「専門性」にみる「自己覚知」

1. 1. フォーマルな福祉専門職者という属性の上になり立つ「自己覚知」

山辺朗子は「自己覚知」について「援助者が自分の人格のあり方やコミュニケーションのあり方、価値観や考え方を理解し、認識すること。例えば、ソーシャルワーカーは、援助支援の最も有力な道具である『自分』を最大限活用して適切に実践を行わねばならない。そのためにソーシャルワーカーは援助・支援の『道具』である自分自身を知り、理解する不断の努力を行わねばならない。自己覚知には専門職としての自己を理解し、意識化する『専門職業的自己覚知』と、専門職としての自己の基盤となる個人的な自己のあり方を理解し、意識化する『個人的自己覚知』がある」¹⁾としている。これに対し、大津雅之は「『自己覚知』を『専門職業的自己覚知』と『個人的自己覚知』に分類するこ

とには大きな違和感を覚える」²⁾とその難解さを示し、大塚達雄が1960年に出版した『ソーシャルケースワーク—その原理と技術—』より、たとえば次のような箇所を引用している。

社会事業専門家としての自己の成長は、知識と技術を獲得し、それらを専門職業的倫理、態度、価値の枠組の中に、混然と包含することを意味する。自己確知に最も重要なのは、パーソナリティと行動についての知識である。しかし知るだけで十分でない。人は変化しなければならない。しかも、知識、技能、そして洞察力なしには変化できないのである。このように、ワーカーは自身をふりかえって、自己分析を行い、洞察し、科学的知識を動員して、自分の心理や行動を理解するよう努め、専門職業的態度への変化に努力してこそ、クライアントの適切な援助をなしうるのである。また逆に、意識して、効果ある援助過程を歩む努力

(所 属)

山梨県立大学 人間福祉学部 福祉コミュニティ学科 助教

が、自己確知を培うことにもなるのである。そして、より優れた知識、技能および経験をもつ スーパーバイザー 指導監督者 supervisor による スーパービジョン 指導監督が、ワーカーの自己確知に重要な役割をはたすことはいうまでもない³⁾。

大塚達雄は同書においてとくに「人間として偏見というような感情や意見をもつのは不自然ではない。ただ専門職業的立場では、偏見が介入するのは、仕事を進めるのに不適當なのである」⁴⁾ といった前提のうえで「自己覚知」について言及しているのであるが、ゆえに大津雅之は「『自己覚知』とは、フォーマルな福祉専門職者として業務に従事している時の者が、保持する資格等に裏打ちされた専門的知識や職業倫理に自らを照らし合わせて初めて成立する概念でしかないといえるのではないだろうか」⁵⁾ と考察している。

たしかに、福祉分野における援助活動とは、とくにソーシャルワークの場合、フォーマルな立場・インフォーマルな立場を問わず、援助者は自ら何らかの道具等を用いる代わりにそれに携わる自分自身を媒体とする。このため、援助者自身の個人的な特性という側面に影響されている点も否めない。ゆえに山辺朗子のいう「個人的自己覚知」が必要とされる理由も理解できよう。ただし、フォーマルな専門職者の場合、その専門職者がとくに国家資格等の有資格者であるならば、その国家資格に求められる専門的知識や専門的技術のみならず、有資格者として遵守すべき倫理観等にも一定の質的担保がはかられていることが前提となるはずである。したがってその有資格者の実践場面における属性という側面で見れば、単なる一個人としての側面以上に国家資格を有する専門職者としての側面に大きな比重が置かれなければならないはずであるとも言える。

たとえば社会福祉士という国家資格を保持するソーシャルワーカーに何かを相談しようとする場合、どのような利用者であっても、ただ単に話を聞いてもらいたいだけというケースを除けば、その目的の多くは問題解決の糸口を見出すというこ

とであろう。たとえそのソーシャルワーカーがどのような人柄であろうと問題解決の糸口を見出す目的が達成されなければ、そのソーシャルワーカーへの信頼も芽生えにくい。第一印象ではおだやかな雰囲気様々なことを相談したい気持ちにさせられるが、いつまでたっても解決の糸口を見出すことができないソーシャルワーカーと第一印象では淡々とした雰囲気多くを相談することさえためらいそうだが、迅速かつ確実に解決の糸口を見出してくれるソーシャルワーカーとでは、後者の方がリピートしたくなる気持ちにもなり、結果的には前者以上に多くの事柄を相談することもあろう。

とくにフォーマルな立場にいる福祉専門職者は、インフォーマルな立場にいる家族やボランティアといった者以上に、必然的に援助者としての「人間性」と「専門性」のせめぎあいの中に自己を投じなければならず、ゆえに「自己覚知」の重要性が言われているようにも見受けられる。この援助者としての「人間性」と「専門性」とはどのように考えられるであろうか。

1.2. 尾崎新による「自己覚知」に対する考察と「自己活用」という概念提示

尾崎新は1994年に出版した『ケースワークの臨床技法—「援助関係」と「逆転移」の活用—』の中で、「自己覚知」について「これまで、多くのケースワーク論が共通に重視してきた概念に、『自己覚知』がある。…(中略)…しかし、この概念には、不足している側面がある。援助者の個性や持ち味をどのように援助関係の中で生かしたらよいかという議論が不足している。…(中略)…援助関係では、援助者の感情などが重要な意味をもつ。また、感情の持ち方・表現の仕方には、各援助者によって異なる個性が表れることが自然である。このような援助者の個性や持ち味は、援助関係を自然なものとする上でも…(中略)…生かされてよい」⁶⁾ と言及している。

尾崎新は同書においてこの言及をしたうえで「自己覚知」の概念を再検討しながら、「自己活用」という概念を次のように提示している。

援助者が自分を多面的に理解する目的は、専門家としての自分や自分の個性を援助関係の中で生かすことができるようにすることである。従来の「自己覚知」の概念には、援助者が自分の個性などを援助関係の中で生かすという発想はあまりない。むしろ、援助者が個性を抑制し、だれもが一つの理想的な援助者像に自分を適合させることをめざしているように思う。「聖人君主」「修行僧」のような援助者像がつくられてきたのは、そのためではなからうか。しかし、援助者の個性やもち味は、援助関係を自然で個性豊かなものとするためにも・・・(中略)・・・生かされてよい。・・・(中略)・・・援助者はそれぞれに生まれも、育った文化も、過去の経験も、個性やもち味も異なる。性も異なれば、年齢の違いもある。つまり、だれもが一つの理想的援助者像に自分を適合させることは無理である。むしろ、一つの相談機関や施設に勤める援助者が全員同じ個性や傾向をもつとすれば、一つの特徴をもった援助しか提供することができない。それではさまざまな個性や問題をもつクライアントに対応することはできない。援助者がそれぞれに異なった個性や援助観をもち、それを互いに生かし合っこそ、さまざまな課題や困難をもつクライアントのニーズに応えることができるのである。そのような状況の中でこそ、クライアントもさまざまな援助から一つを選択して利用することができる。

「自己覚知」も「自己活用」も、援助者が自分を理解することが援助の基盤であると考え点では、同じである。しかし、筆者は、自己理解は援助者が自分の個性などを援助関係の中で生かすことによって、はじめて臨床的に役立つと考える。すなわち、「自己活用」は援助関係や逆転移を活用するための基礎である⁷⁾。

ただし、尾崎新も同書においては「しかし、いかなる援助者も個性を活用する前に、基礎的な臨床技術や原則だけは身につける必要がある。また、援助に関する知識や価値観も、援助を進める際に前提となるものである。これらを見逃し、個性の

活用ばかりに熱中したのでは、援助全体にバラつきが生まれ、公平性と均質性を維持することができない。基礎的な技術、原則、知識などを獲得するには、文献による学習や研修・スーパービジョンなどを受けるほかに、先輩などのやり方を真似て、それを取り入れる方法もあるだろう。まずは、これらの学習が先決である」⁸⁾といった前提の上で「自己活用」という概念を提示している点を見逃してはならないであろう。

尾崎新による「自己活用」という概念提示は1994年のことであった。当時の時代背景に目を向けると、福祉サービスの位置づけは「措置」という枠組みの中にあり、福祉分野における国家資格も社会福祉士と介護福祉士のみで他に社会福祉主事や保育士といった公的資格等があるに過ぎなかった。よって、当時と今日とを比較してみると、福祉専門職のあり方を含めた福祉分野における諸制度そのものに多少なりとも差異があったと言える。援助者としての「人間性」と「専門性」とを考える場合、歴史的背景による影響も見逃してはならず、あらためて今現在の時点で、福祉分野において援助者や福祉サービス等をフォーマル・インフォーマルに分類している制度的側面に目を向ける必要もあるのではないだろうか。

1.3. 援助者やサービス等をフォーマル・インフォーマルに分類している福祉制度

近年、我が国の福祉分野においては、とくにフォーマルな実践とされる社会福祉事業を大幅に見直さなければならなくなった。一部の社会福祉事業を残しながらも全体的には、福祉サービスを利用する側と提供する側とが、それまでの「措置制度」から移行した「契約制度」に基づく関係となった。

2000年より始まった介護保険制度は、その導入にあたり様々な議論がなされたが、当時の厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室は介護保険制度創設のねらいについて、たとえば「民間事業者や非営利組織等の多様な供給主体の参入により、サービスの選択の幅を広げ、費用の効率化を図るとともに、保険の対象となるサービスとそ

れ以外のサービスとの組み合わせを弾力的に認め、多様な需要については、民間事業者や市民参加の非営利組織などの参加により多様な介護サービスの提供を図る。このような方向性は、行革、規制緩和という時代の要請にもこたえるものである⁹⁾と「民間活力の活用」をあげている。介護保険制度の導入からわずかの期間で、たしかに「民間活力の活用」は定着したように見受けられる。しかし、その一方で、北川清一、松岡敦子、村田典子らも言うように「社会福祉の支援活動は、有償・無償のボランティア活動をはじめ広範な人びとによる取り組みの成果が蓄積されてきたことにより、今や社会福祉専門職と非専門職の活動が混在するボーダレス化の時代にあるといわれている¹⁰⁾との指摘も出てきた。

ただし、厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室による当初の介護保険制度創設のねらいには、あくまでもフォーマルな社会福祉事業にインフォーマルな供給主体の参入を図ることで多様な介護サービスの提供がなされるという補完的な意味合いを含んでいる点を読み取れる。つまり、当初から「社会福祉専門職と非専門職の活動が混在するボーダレス化の時代」になることは意図せず、むしろボーダレスというよりも両者の棲み分けのうえに様々な福祉活動あるべきとするねらいがあったことを理解できる。また、それはフォーマルな福祉専門職者だけでさまざまな個性や問題をもつ全ての利用者に対応しなければならないような“万能者像”から、自らの立場では補え切れない援助・支援をインフォーマルな立場にいる者と協働するといったソーシャルワーク的な視点がより明確に打ち出された結果であるようにも見受けられる。実際、介護保険制度創設以降における福祉専門職者の変遷を概観してみると、介護保険制度導入にあたり、介護支援専門員（ケアマネジャー）という公的資格が制度的に専門職者として位置付けられ、わずか数年でその有資格者も一気に増加した。また、介護支援専門員の基礎資格ともされている社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士をはじめ、児童福祉分野において需要の高い保育士といった福祉系国家資格の有資格者も

それら資格の養成校とともに介護保険制度創設以降、増加している。つまり、介護保険制度のみならず、たとえば「障害者自立支援法」施行以降、障害者福祉分野においても新たな制度的整備が図られたように、福祉分野全体に浸透した「措置から契約へ」という大きな制度的流れは、その中で福祉専門職の位置づけそのものをそれまで以上に明確にしていったようにも解釈できる。

しかし、そもそも福祉分野にこれらの国家資格等を有する専門職者が制度的に位置付けられ、なおも「社会福祉専門職と非専門職の活動が混在するボーダレス化の時代」という指摘があるのは何故なのだろうか。たしかに福祉系国家資格とはすべて「名称独占」の国家資格であり、医師や弁護士のような「業務独占」の国家資格ではない。よって、福祉分野の現場においては国家資格の有資格者と無資格者とが混在しながら実践にあたっている状況にあることも否めない。とはいえ、「名称独占」とされながらも国家資格まで付与された福祉専門職者の数が年々増加していることも事実である。

福祉分野において専門職について議論する場合、A. フレクスナー (A.Flexner)、E. グリーンウッド (E.Greenwood)、G. ミラーソン (G.Millerson) 等の理論が用いられることが多い。中でも秋山智久は三者の理論を整理し、あらたに社会福祉専門職の条件として次の六点をあげている。

- ① 体系的な理論
- ② 伝達可能な技術
- ③ 公共の関心と福祉という目的
- ④ 専門職の組織化（専門職団体）
- ⑤ 倫理綱領
- ⑥ テストか学歴に基づく社会的承認¹¹⁾

日本の福祉分野ではじめて国家資格が制定されたのは、「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定された1987年に遡る。この法律によって社会福祉士と介護福祉士が誕生し、以降、精神保健福祉士や保育士といった国家資格も法的に制定され誕生するようになる。これらの資格を国家資格とす

るにあたっては、おおよそ秋山智久のあげたような点を重視しながら今日まで至ってきたと言えよう。日本の福祉分野における複数の国家資格の誕生は、たとえ「名称独占」とされながらも、多くの福祉専門職者が自ら提供するフォーマルな福祉サービスの公平性と均質性を求めた結果であり、それだけでなく、フォーマルな福祉専門職者として自身の職業的なアイデンティティを形成させる一助になっているとも思われる。

さらに、たとえば介護保険制度においても様々なサービスをフォーマル・インフォーマルに分類しているが、両者は「フォーマル・ケア (formal care)」・「インフォーマル・ケア (informal care)」とも呼ばれている。渡辺晴子はフォーマル・ケアを「公的機関やさまざまな専門職による公式的なケアの総称である。具体的には、国による包括的な社会保障システム、それを実施する地方自治体による社会福祉サービス及び医療・保健等の関連諸サービス、さらに社会福祉協議会のような民間組織による社会福祉実践を含むものである。近年、フォーマル・ケアとインフォーマル・ケアの連携が注目されるが、さらに民間企業による市場サービスや非営利団体 (NPO) 等によるサービス事業を含む、ケアの統合化が目標とされている」¹²⁾ とする一方、インフォーマル・ケアを「個人をとりまく家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による非公式的なケアの総称。ケアを必要とする個人が、それまで築いてきたインフォーマルな人間関係において互助的に交換される、尊重や愛情のような情緒的・精神的支援から、助言や情報提供、物や金銭の提供及び介護や家事援助などの具体的な支援までを含む。インフォーマル・ケアは、しばしばフォーマル・ケアを補完する社会資源の一つとして位置付けられるが、むしろ日常生活における営みの一部として理解すべきである。近年、両者の連携が注目されているが、専門職はケアを伴う個々の日常生活を把握し、包括的なインフォーマル・ケア支援を行うことが必要である」¹³⁾ としている。

福祉分野における公的資格や国家資格の誕生は、それによって、援助者をフォーマル・イン

フォーマルに分類する際、フォーマルな援助者とは何かという一定のモデルを提示した。また、介護保険制度をはじめとする近年の福祉分野における様々な制度的整備は、福祉サービスをあえて細かくフォーマル・インフォーマルに分類し位置付けた。このような近年の福祉分野における時代的な流れの中で、かつて尾崎新が述べていたフォーマルな援助の「公平性」と「均質性」も、一段と強固な基盤としてあらためて築き上げられてきているように見受けられる。よって、尾崎新のいう「自己活用」も、福祉専門職者等のフォーマルな援助者にある場合、フォーマルな援助を提供できるスキルを一段と強固にしたうえでの概念となってくるはずである。

大津雅之による「自己覚知」の考察は、「自己覚知」がフォーマルな福祉専門職者による極めて限定的なものであるとしている。今日の「自己覚知」を考える場合、とくにフォーマルな援助者という立場にある一福祉専門職者としての「人間性」と「専門性」とのバランスおよび棲み分けといった視点やフォーマルな援助の「公平性」および「均質性」といった視点からもう少し詳しく考察する必要もあるのではないだろうか。

2. インフォーマルな援助における価値観とフォーマルな援助における価値観

2.1. インフォーマルな援助における価値観

インフォーマルな援助において照らし合わせる価値観とは何なのだろうか。とくに介護保険制度開始以降、フォーマル・インフォーマルな側面でサービスを分類してきたが、インフォーマルな援助場面において、そのプロセスのみならずそのプロセス自体に与えている力動的なものとは何か。もっと平易に言うならモチベーション的なものは何なのだろうか。

たとえば野田明宏は、介護保険制度開始以降における自身の介護生活を綴った手記の中で、次のような「お母さん」でなく「和ちゃん」と呼ぶことという自身の体験事例を紹介している。

“お母さん”でなく“和ちゃん”と呼ぶこと

私は母を“和ちゃん”と呼ぶ。まず、それを念頭に以下の文面を読んでいただきたい。

あるところに、母との介護生活に触れて書いた私の本の書評が記されていた。当然、私個人も名指しされていたのでここに一部を抜粋させてもらう。

「著者は無批判で受け入れているんだけど、介護している母親をかわいいと表現し、あまつさえ“和ちゃん”とよぶ。昔、かみさんが入院したときに思ったのだけれど、自分の保護下にある存在っていうのは、いとおしく感じるものだ。子供に対する思いもある部分はそういうものだって思う。それはそれで受け入れていいのだけれど、自覚はしてほしいって思う」

そして、私からの問題提起なのだが、私はいつか、何に対してどのように自覚しなければならぬのだろうか？

たしかに、母を“ちゃん付け”で呼ぶことに対して抵抗を感じる方々が多いに違いないと想像はできる。とくに、人権擁護に関わる人々。さらには、介護職に長年携わっている人々。そんな方々からは、こんな声も聞こえてきそうだ。

「自分の母親を“ちゃん付け”で呼ぶとは何事か？ それも、公然と人前で。認知症で自分自身が誰だかもわからない。また、すべての行為に対して介助が必要だとしても、人間としての尊厳は保たれつづけるのだから」

私自身もそれは十分に承知している。ただ、私が母を“和ちゃん”と呼ぶのはそんな大上段から構えたような倫理・道徳観とはまったく異質なものだ。

「お母さんの調子はどうですか？」と問われれば、

「母の調子は云々」

と応えるのが礼儀だろう。あまり接することのない方々には、もちろん“母”を使用するが、かかりつけ医とかデイサービス職員方々には“和ちゃん”で通している。

ケアマネジャーのHさんとの付き合いも、母がアルツハイマーを宣告された直後から。電話での問い合わせでも、

「和ちゃん、お変わりありませんか？」

いつも“和ちゃん”で呼称してくれる。

たしかに今後、母が新たにどこかの施設にお世話になったりするのであれば、周囲との兼ね合いもあって“野田さん”と呼ばれても致し方ない。

でも、息子が母を可愛いと思い、愛おしさから“和ちゃん”と語りかけ、親しい介護職の方々や友人に“和ちゃん”と呼んでほしいと願うことが不謹慎なのだろうか？

私にとって母は、もう“和ちゃん”以外のなものでもないのだから¹⁴⁾。

一家庭の介護生活を一冊の本として出版する野田明宏のような家庭は、極めて数少ないケースであることに違いない。しかし、たとえそのようなケースにある家庭であっても、一家庭の価値観を他者の価値観で判断ないし審判されることに対して、野田明宏自身が反論をしたくなるような気持ちが生じる点は理解できなくもない。野田家は野田家のあるいは野田明宏自身の母親に対する思いがあり、その思いによって常に介護が継続されている。そして、野田明宏が「私が母を“和ちゃん”と呼ぶのはそんな大上段から構えたような倫理・道徳観とはまったく異質なものだ」とする点には、福祉分野におけるフォーマルな援助とインフォーマル援助との差異が明確に見受けられるように思う。

つまり、福祉分野において、今日、あえて分別し強調されるようになってきたインフォーマルな援助とは、あえてフォーマルな援助と比較して言うのであれば、専門的な知識や専門的な倫理といった堅苦しいものに縛られることもなく、それまで培ってきたプライベートな一個人としての人間関係の中で、援助者自身の感性や人間性等を大切にしたい、良い意味での自由を保った援助であると言えよう。また、その自由も家族や友人、恋人だから介入できる関係性の範囲内にあるからこそ、フォーマルな福祉専門職者には理解することさえできない当人たちにとっての“守られるべき領域”とか“聖域”を重視した援助が展開できる

のである。そして、それこそが利用者のもつストレスに他ならない。

近年の福祉分野における制度的整備では、あえてフォーマル・インフォーマルという分類を重視し、いくら専門職といえども介入できない部分を利用者側に残してきたはずである。そして、渡辺晴子がインフォーマル・ケアについて「しばしばフォーマル・ケアを補完する社会資源の一つとして位置付けられるが、むしろ日常生活における営みの一部として理解すべきである。近年、両者の連携が注目されているが、専門職はケアを伴う個々の日常生活を把握し、包括的なインフォーマル・ケア支援を行うことが必要である」とするよう、フォーマル・ケアとは、むしろ、まず、家族や友人、恋人が行うインフォーマル・ケアがあったうえで、はじめてそこに介入すべきものと捉えたり、インフォーマル・ケアが望めないケースの場合、はじめてそこに介入すべきものと捉える方が適切なようにも見受けられる。

無論、インフォーマルな援助に限界があるのは自明のことではある。たとえばインフォーマルな援助ゆえに、本来、制度によって受けられる複数の公的な福祉サービスがあるにもかかわらず、それを知らないがために受けられていない場合や、インフォーマルな援助ゆえに、虐待とまではなくとも、やや人権的な配慮に欠けてしまう場合もある。しかし、そのような限界を補うのがフォーマルな福祉専門職者に求められる役割でもある。それでは、インフォーマルな援助において照らし合やす価値観とフォーマルな援助において照らし合やす価値観の違いとは何なのだろうか。

2.2. フォーマルな援助における価値観

インフォーマルな援助に対し、フォーマルな援助において照らし合やす価値観とは何なのだろうか。白澤政和は、たとえばソーシャルワークの価値について「専門職としての価値は、すべての人間は平等であり、尊厳を有しており、ソーシャルワークはこれらの価値を尊重することであり、人権と社会正義はソーシャルワーカー活動の根拠をなすものである。ソーシャルワーカーは、①現実

の社会が有している社会的価値、②ソーシャルワーカー個人の有している個人的価値、③専門職として有している価値、④機関が有している価値から影響を受ける。しかしながら、ソーシャルワークにおいては、当然、専門職としての価値がほかの価値よりも優先されることになる。この専門職としての価値は、いくつかのソーシャルワーカーの倫理綱領のなかに明記されている」¹⁵⁾ としている。

この倫理綱領とソーシャルワーカーとの関係について、たとえば土屋幸己は、雑誌『ケアマネジャー』の中で、次のような「『倫理』と出会って変わった」という自身の体験事例を紹介している。

「倫理」と出会って変わった

大学卒業後20年ほど障害者や高齢者の入所施設で働いていました。入所施設ということもあり集団生活が基本で、利用者個々の権利が十分に守られていたとは言いがたい状況でした。20代の頃は、「利用者の自己決定と自己実現を！」という闇雲な正義感から組織とぶつかり、その結果いくつかの施設を転々とする日々を過ごしていました。

この状態に終止符を打つきっかけとなったのが、平成9年、社会福祉士の資格を取得し日本社会福祉士会に入会したことでした。入会のしおりに添えられた倫理綱領を一読し、衝撃が走りました。今まで自分が根拠のないままに頑張ってきたことが、倫理綱領という形で明示されていたのです。今後の指針が明らかにされた思いでした。

同時にこの体験は、組織を変えようと正義感のみで突き進んでいた自分のやり方を見直す契機となりました。利用者の権利を擁護するためには、まず、職場で倫理綱領の意味を伝えたり、それに悖る行為があれば皆でその改善策を検討し、提言しながら、組織を改善していかねばならず、それこそが権利を守ることなのだと思いがされました。思いだけで走りがちな自分

の欠点に気づかされたとともに、思いを現実に反映していくための、組織でのソーシャルワーカーの立ち位置を初めて意識した瞬間でもありました。・・(中略)・・自己覚知の重要性を身に染みて感じたことは、今の業務でも大きな力となっています。相談者の人生は実に多様です。自分の価値観だけでは理解できません。相手の人生を想像し、その人の生き方を受容しないと支援はできません。・・(中略)・・これは、ソーシャルワーク業務のみならず、職場や家族関係でも重要なことです。自分の価値観を他のスタッフや家族に押しつけず、「自分とは違う価値観をもって生活している人なんだ」と、相手の価値観を認めることにより肩から力が抜け、相手のあるがままを受けとめることができるようになります。・・(中略)・・今も正義感はソーシャルワーカーとしての原動力となっていますが、それを振りかざさずに相手に接することができるようになったのは、自己覚知がもたらしたことと感じています¹⁶⁾。

インフォーマルな援助において照らし合わせる価値観もフォーマルな援助において照らし合わせる価値観も、その多くが白澤政和の言うような、すべての人間の平等や尊厳という価値の尊重であり、また、人権や社会正義が援助活動の根拠をなすものであるとも言えるであろう。

ただし、土屋幸己の言う「闇雲な正義感」が、「倫理綱領という形で明示」され、「今後の指針が明らかにされた」という「自己覚知」の体験からも理解できるように、白澤政和は「ソーシャルワークにおいては、当然、専門職としての価値がほかの価値よりも優先されることになる。この専門職としての価値は、いくつかのソーシャルワーカーの倫理綱領のなかに明記されている」としている。フォーマルな援助において照らし合わせる価値観ともなると、たとえインフォーマルとしての自身がどうであれ、遵守すべきはその職能集団がもつ倫理綱領に集約されるのではないだろうか。この点について、大津雅之は「少なくとも、社団法人日本社会福祉士会の定めている倫理綱領は、社会福

祉士としての自らが何をすべきなのか、また、社会福祉士としての自らが何をすべきではないのかという一定の価値基準を示している。これはインフォーマルな援助者との大きな違いであり、倫理綱領という側面から見れば、社会福祉士とインフォーマルな援助者とがボーダレスであると言うことなどできない。そして、このことが職業的なアイデンティティを形成させる一部分になると思われる¹⁷⁾とし、「『自己覚知』を考える場合、専門職者としての基本姿勢を定めた倫理綱領の存在が非常に重要な意味を持つと思われる。たしかにインフォーマルな援助者であれば、時にはやみくもな自分探しに没頭する『個人的自己覚知』で終始することもある。これに対し、福祉専門職者であれば、自らがどうであれ倫理綱領がある以上、『専門職業的自己覚知』がむしろ必要条件となってくる¹⁸⁾とも考察している。それでは、福祉専門職者の職業的なアイデンティティとは一体何なのだろうか。

3. アイデンティティ・モラトリアムから考察する「自己覚知」

3.1. アイデンティティから考察する「自己覚知」

今日、「アイデンティティ」という言葉は心理学分野を超えて社会学をはじめとする様々な学問分野にも浸透している。

心理学分野において「アイデンティティ」が用いられる場合、松島恭子も言うように「エリクソン (Erikson, E.H.) によって理論化された自我の生涯発達の基本概念。①自分は独自で固有な自分であるとする『自己の斉一性』、②『時間的な連続性と一貫性』、③自他ともに何らかの社会集団への帰属感をもつ『帰属性』の3つの軸によって定義された自己意識の総体をさす。アイデンティティの成立は生涯を通して行われるが、思春期の第2次性徴を契機にアイデンティティの危機が生じ、それを克服することによって青年期には一応の確立をみる。成人期から老人期に、アイデンティティの問い直しによる再危機が体験される¹⁹⁾とするのが一般的かつ端的な捉え方となる。ただし、とりわけ心理学分野においてはこ

の言葉とともに「アイデンティティ拡散 (identity diffusion)」という言葉も用いられており、こちらについては宮下一博も言うように「エリクソン (Erikson, E.H.) の人格発達理論における青年期の心理社会的危機であるアイデンティティの対をなす概念。すなわち、自己探求を続ける青年が、多くは一過性的に経験する自己喪失の状態をさす。エリクソンがアイデンティティ拡散の症状としてあげているのは、次の七つである。①時間拡散：時間的展望、希望の喪失、②同一性意識：自意識過剰、③否定的アイデンティティの選択：社会的に望ましくない役割に同一化する、④労働マヒ：課題への集中困難や自己破壊的没入、⑤両性的拡散：性アイデンティティの混乱、⑥権威の拡散：適切な指導的役割や従属的役割がとれない、⑦理想の拡散：人生のよりどころとなる理想像、価値観の混乱。これらは、重篤な臨床症状として境界例青年にも該当することが指摘されているが、青年期の自己探求 (モラトリアム) のなかで、程度の差こそあれ多くの青年が経験する心理状態と考えられている」²⁰⁾ といった捉え方をされている。

これら「アイデンティティ」と「アイデンティティ拡散」を福祉専門職者の職業的なアイデンティティという側面から捉えてみるとどうなるであろうか。福祉専門職者の職業的なアイデンティティは、とくに国家資格等の有資格者であれば、その国家資格の定義を規定している法律によって形成される部分が大いと思われる。たとえば日本国内におけるソーシャルワーカーの国家資格とされる社会福祉士の定義について確認してみると、「社会福祉士及び介護福祉士法」では、同法第2条において社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」²¹⁾ と規定している。

ただし、古川考順はこれに加え「しかし、職務の内容はそれにとどまるものではない。すなわち、社会福祉士には、個人・家族・集団のもつ社会生活上の困難の解決、軽減、緩和に向けた直接的な支援者、社会福祉情報の提供者、社会福祉をはじめとする各種社会サービスと利用者との間を取り結ぶ媒介者、社会福祉利用者の代弁者、個人・家族・集団と地域社会との調整者、社会福祉援助の提供にかかわる機関と機関の調整者、社会福祉にかかわるプログラムの運営管理・開発者、福祉社会・地域社会の組織者、専門職教育者、そして、社会福祉の施策に関する研究者など、実に多様な役割を果たすことが期待されている」²²⁾ とも言及している。このように社会福祉士は、業務的性質からその定義以上に多様な役割が課せられる部分があることも否めない。ゆえに、福祉専門職者の職業的なアイデンティティはきわめて「アイデンティティ拡散」の状態に陥る可能性が高いようにも思われる。ただし、たとえば医療系の国家資格とされる医師や看護師、助産師、保健師においても、その養成面で必要とされる科目は学際的な内容で、社会福祉士に同じく、業務的性質からその定義以上に多様な役割が課せられる部分があることも否めない。先に触れてきたように尾崎新は「自己活用」といった概念を提示する際、「だれもが一つの理想的援助者像に自分を適合させることは無理である。むしろ、一つの相談機関や施設に勤める援助者が全員同じ個性や傾向をもつとすれば、一つの特徴をもった援助しか提供することができない。それではさまざまな個性や問題をもつクライアントに対応することはできない。援助者がそれぞれに異なった個性や援助観をもち、それを互いに生かし合ってこそ、さまざまな課題や困難をもつクライアントのニーズに応えることができるのである」としていた。このように、対人援助職にはいくらフォーマルな専門職者としての自分があっても、対峙する相手はきわめてインフォーマルな生身の人間であるがゆえに、職業的なアイデンティティの形成がゆらぎ続け、「専門職業的自己覚知」さ

え難しさが生じる側面があると言える。

3.2. モラトリアムから考察する「自己覚知」

宮下一博は青年期の自己探求を「モラトリアム」としても扱っていたが、「モラトリアム」の一般的な捉え方についてあらためて概観してみると、たとえば『広辞苑 第五版』には「モラトリアム」を「人間が成長して、なお社会的義務の遂行を猶予される期間。また、その猶予にとどまろうとする心理状態」²³⁾とも記されている。

社会福祉士や介護福祉士が誕生した当初、福祉分野における実践現場においては、当然のことながらそれら国家資格の有資格者は少数で、国家資格を取得したくとも受験資格等の問題でなかなか取得に至らなかった福祉専門職者やそもそも福祉系国家資格に反対する立場にある福祉専門職者が多数という状況にあったように思われる。とくに福祉系国家資格は名称独占資格であり、その資格がなくとも業務を遂行することは可能である。対人援助職はその性質上、援助者自身の人生経験の豊かさが重んじられ、時には「知識より経験」といった考え方を至上主義として掲げるような土壌が生まれてしまうことも否めないであろう。しかし、このような背景こそフォーマルな専門職者としての援助者像をつかみにくくさせ、職業的なアイデンティティの形成を阻止し、時には「アイデンティティ拡散」といった状態に陥ることを助長するだけとなってしまいうようにも思われる。言うなれば、福祉専門職者としての「モラトリアム」的な状況である。ただし、社会福祉士や介護福祉士が誕生してからすでに四半世紀が過ぎようとしている。

たしかに、援助者自身の人生経験の豊かさが援助自体に役立つという点は大いに肯定できる。利用者という他者の人生に関わる以上、たとえフォーマルな援助者という立場にあっても、援助者個々人の様々な経験が有効活用できるという点は理解できなくもない。とりわけ「受容」のための「自己覚知」および「受容」を中心とした、相手のありのままを受け入れる際にはきわめて役立つとも言えよう。相手のありのままを受け入れる

には援助者自らも豊富な人生経験によって培われた多様な価値観があればこそ円滑な「受容」につながる。しかし、それはあくまでも援助者側の都合でしかない。無論、「受容」はフォーマルな対人援助関係の根底にあるべき専門的技術の一部をなしている。ただし、フォーマルな援助とは、ただ単に相手を受け入れるだけでは駄目なのである。そこには当然、専門的知識や複数の専門的技術を専門的な倫理観に基づいて提供しなければならないのである。

ところで、北野武（ビートたけし）は、自らの詩集において次のような「社会生活」という一編の詩を綴っている。

社会生活

マリオネットの人形のように

俺の、頭、首、肩、両手、腰、両足に

何本もの紐が結ばれている

その紐を、愛が、恋が、仕事が、家庭が、友が
勝手に引っ張る

俺は激しく、のた打ち回る

早くこの紐を解かないと、俺は駄目になってしまう

でも解くと、立っていられなくなる²⁴⁾

この詩はアイデンティティを社会学的側面から考える上で、きわめて端的で的確な表現をしているように思う。フォーマル・インフォーマルという棲み分けを制度的にも極力明確にするようになってきた今日の福祉分野においては、尾崎新の言う「自己活用」も、フォーマルな援助者にとってみるとインフォーマルな援助者ほど発揮しがたくなったという側面もある。そのことを北野武の言う「紐」で置き換えるならば、フォーマルな立場だからこそ引っ張られる「紐」があり、インフォーマルな立場だからこそ引っ張られる「紐」があるという相違が必然的かつ明確に生じているのである。そして、その縛りによって「自己活用」のあり方も大きく変化してしまうのである。これまで触れてきたように、フォーマルな援助者には

「公平性」と「均質性」が求められる以上、インフォーマルな援助者のような「自由性」は後退する。逆に、インフォーマルな援助者には「自由性」を求めることができても、フォーマルな援助者のような「公平性」と「均質性」は後退する。ただし、そのみならず、この一編の詩の最後にある「でも解くと、立っていられなくなる」という部分には、たとえフォーマルな援助者という立場にあっても、たとえインフォーマルな援助者という立場にあっても、人間がさまざまなとらわれから解放されること自体に、その者の存在すら否定することさえ含まれるとしている点は見逃してはならないであろう。つまり、双方の立場が何にとらわれているのかという認識を持つとともに、とらわれから解放されること自体が自己の存在を否定することになりかねないという認識を持つことが重要となってくるのである。

松島恭子は「アイデンティティ」について「自分は独自で固有な自分であるとする『自己の斉一性』」ともしていたが、それでもアイデンティティを形成するためには、まず、その個人が社会と接点を持ち、様々な人や事柄を自己の内に取り込む必然がある。この必然こそ、北野武の言う「紐」の数を増やすということである。そして、そのプロセスを経て「自己の斉一性」が形成される。また、「自己の斉一性」を形成するための「自己探求」も、北野武の言う「紐」のあり方や増やし方によっては「俺は激しく、のた打ち回る」だけでしかない「アイデンティティ拡散」の状態に陥る危険性があればこそ、自分自身に“適度な折り合いをつける”こととなる。

対人援助職である福祉専門職者も、職業的なアイデンティティの形成がゆらぎ続ける分、「激しく、のた打ち回る」ように見受けられる。ただし、「自己の斉一性」を形成するための「自己探求」も、「アイデンティティ拡散」の状態に陥る危険性があればこそ、自分自身に“適度な折り合いをつける”こととなるのであれば、福祉専門職者も、職業的なアイデンティティを形成するためには、闇雲に「個人的自己覚知」を行うよりも、せめて「専門職業的自己覚知」等によって福祉専門職者自ら

に“適度な折り合いをつける”必要があるのではないだろうか。そして、それをしない限り、福祉専門職者としての「モラトリアム」的な状況から抜け出せなくなるのではないだろうか。

4. 「自己覚知」が個人に与える肯定的側面

一般的に教育効果等を考える場合、学習・経験がもたらす発達する自己とは次の図4-1のように示すことができるであろう。

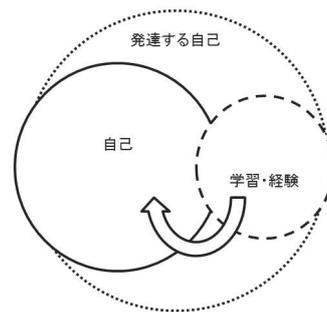


図4-1: 学習・経験がもたらす発達する自己

つまり、図4-1は、自己が新たに様々な学習・経験をし、それらを自己の内に取り込むことによって以前の自己から発達し続けて行くプロセスを示している。

本研究では、援助における価値観として社団法人日本社会福祉士会の定めている倫理綱領に触れてきた。この援助における価値観を土台とし、社会福祉士に必要とされる様々な専門的知識や専門的技術等の学習をしながら実践を積み重ねて行く“フォーマルな専門職になる”というプロセスは、フォーマルな自己がもたらす発達するインフォーマルな自己として図4-1を応用した次の図4-2のように示すことができるのではないだろうか。

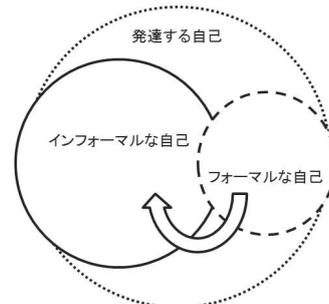


図4-2: フォーマルな自己もたらす発達するインフォーマルな自己

福祉専門職者自身が「人間性」と「専門性」とのせめぎあいの中に自己を投じなければならない以上、福祉専門職者の職業的なアイデンティティの形成とは、インフォーマルな個人のアイデンティティの形成に多くの部分で類似する。先に、インフォーマルな個人のアイデンティティの形成という一般論において、“適度な折り合いをつける”という表現を用いたが、とりわけ福祉専門職者の職業的なアイデンティティの形成とは、「専門職業的自己覚知」等があればこそ、インフォーマルな個人のアイデンティティの形成以上に、自分自身に“適度な折り合いをつける”ことも可能となるのではないだろうか。

国家資格を必要とする業種以外であっても職人や運動選手、アーティスト等、職業人としてとりわけ高度な技術を要する業種では、自分のオリジナリティを発揮する以前にまず基本的な“型にはまる”ということが求められることが多いように見受けられる。仮にも新人の福祉専門職者の場合であっても、まずは先輩に育てられ、自分では対応できそうにないようなケースに出会っても、職業人として努力をしたり、背伸びをして対応を試みる。それら、先輩に育てられ、努力をしたり、背伸びをするというプロセスこそ福祉専門職者としての“型にはまる”ということであると言えよう。とくにフォーマルな福祉専門職者としてのアイデンティティの形成とは「自己探求」のように“発見”させるというよりも、スーパービジョン等を通じた「専門職業的自己覚知」によって基本的な型にはまりながら、“適度な折り合いをつける”ことの繰り返しによって作り上げて行くものであるようにも見受けられる。先の「受容」についてもふれられている土屋幸己の体験事例もそうであったが、少なくとも福祉専門職者に求められる専門的価値・専門的知識・専門的技術は人と社会の福祉のためのものであり、それらを習得しながら実践を積み重ねて行く“フォーマルな専門職になる”というプロセスは、援助者自らのインフォーマルな側面における発達というプラスの作用をもたらすことはいうまでもない。そして、そのことがインフォーマルな自己のアイデンティ

ティの形成にも肯定的なつながりを見せるのではないだろうか。

【註】

- 1) 山辺朗子「自己覚知」橋本篤孝、古橋エツ子編集代表『介護・医療・福祉小辞典』法律文化社、2004年、107ページ。
- 2) 大津雅之「『自己覚知』で必要とされる認知的範囲の枠組み—福祉専門職における倫理綱領からの考察—」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』第8号、2013年、1 - 12ページ。
- 3) 大塚達雄『ソーシャルケースワーカー—その原理と技術—』ミネルヴァ書房、1960年、26ページ。
- 4) 大塚達雄、前掲書、25ページ。
- 5) 大津雅之、前掲論文。
- 6) 尾崎新『ケースワークの臨床技法—「援助関係」と「逆転移」の活用—』誠信書房、1994年、160ページ。
- 7) 尾崎新、前掲書、164 - 165ページ。
- 8) 尾崎新、前掲書、171 - 172ページ。
- 9) 厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室「介護保険制度導入の背景」『介護支援専門員標準テキスト〔第1巻〕』財団法人長寿社会開発センター、1998年、21ページ。
- 10) 北川清一、松岡敦子、村田典子『演習形式によるクリティカル・ソーシャルワークの学び—内省的思考と脱構築分析の方法』中央法規、2007年、12ページ。
- 11) 秋山智久『社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房、2007年、89ページ。
- 12) 渡辺晴子「フォーマル・ケア (formal care)」山縣文治、柏女霊峰編集委員代表『社会福祉用語辞典〔第6版〕』ミネルヴァ書房、2007年、308ページ。
- 13) 渡辺晴子「インフォーマル・ケア (informal care)」前掲書、17ページ。
- 14) 野田明宏『MINERVA21世紀福祉ライブラリー—22アルツハイマーの母をよろしく—在宅介護続投中—』ミネルヴァ書房、2007年、3 - 5ページ。
- 15) 白澤政和「第1章 相談援助とは」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法I 第2版』中央法規、2010年、10ページ。
- 16) 土屋幸己「『倫理』と出会って変わった」『ケアマネジャー』(中央法規)、第12巻第5号、2010年、29ページ。
- 17) 大津雅之、前掲論文。
- 18) 大津雅之、前掲論文。
- 19) 松島恭子「アイデンティティ」山縣文治、柏女霊峰、前掲書、3ページ。
- 20) 宮下一博「アイデンティティ拡散 (identity diffusion)」『心理学辞典』有斐閣、1999年、5ページ。
- 21) ミネルヴァ書房編集部『社会福祉小六法2010〔平成22年版〕』ミネルヴァ書房、2010年、76ページ。

- 22) 古川考順「第2章 福祉と福祉政策」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座4 現代社会と福祉』中央法規, 2010年, 49ページ。
- 23) 新村出「モラトリアム」『広辞苑 第五版』岩波書店, 1998年, 2660ページ。
- 24) ビートたけし「社会生活」『ビートたけし詩集 僕は馬鹿になった。』祥伝社, 2000年, 86 - 87ページ。

Self-affirmation in Individuals brought about by “Self-awareness”

— Influence of professional self on development of personal self —

OTSU Masayuki

Abstract

“Self-awareness” in the field of social welfare refers to awareness of the professional self as a welfare specialist. The focus of the present study investigates how this professional self-awareness as a welfare specialist individually influences changes in the personal self.

The study first analyzes “self-awareness” from the “human” and “professional” vantage points of a welfare specialist. The concept of identity is then brought in in focusing particularly upon affirmation in the influence of the professional self on the development of the personal self.

Key words : “self-awareness”, welfare professional, humanity, professionalism, identity